

日本認知行動カウンセリング協会「認知行動療法専門カウンセラー」資格認定規定細則

1. 「認知行動療法専門カウンセラー」資格の更新について

資格認定証の有効期限は3年であり、更新手続きは次の通りとする

- A. 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書を添えて、資格認定委員会宛に申請する。
- B. 資格認定委員会における更新の審査は原則的には書類審査によって実施され、常任理事会の議を経て決定される。
- C. 更新申請者は更新希望日から起算して過去3年間において、以下の条件のうちいずれか1つを満たしていることを要する。
 - a. 本協会の主催するセミナー（認知行動療法専門カウンセラー養成コース・会員限定セミナー・エキスパートセミナー）の受講（5時間以上）。
 - b. 本協会の主催する、認知行動療法専門カウンセラー資格更新のためのフォローアップセミナーの受講。
 - c. 認知行動療法の専門学会※の年次大会への1回以上の参加、もしくはワークショップへの参加。
- ※専門学会とは、日本認知・行動療法学会、日本認知療法・認知行動療法学会を指す。参加した大会の大会参加証明書もしくは受講証明書のコピーを添付し、提出すること。
- D. 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。
- E. 更新手数料は、10,000円、資格再登録料は0円とする。

付則

1. 本規定は平成22年12月11日より発効する。
 - ・平成24年2月19日一部改正
 - ・平成28年12月19日一部改正
 - ・令和7年2月18日一部改正
2. 本規定の改正は常任理事会の議を経て、理事会の認定を得るものとする。